薬生食輸発0405第1号 令和5年4月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (インド産ケツメイシのアフラトキシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号により通知したところである。

今般、インド産ケツメイシのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のインドの項中、

		ı	ı		
製品検査の	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けるこ
対象食品等			の方法		とを命ずる具体
					的理由
ケツメイシ	1	総アフラト	別表 2 によ	平成23年8月16日付け	総アフラトキシ
(エビスグ		キシン(ア	ること。	食安発0816第2号「総ア	ンが10μg/kgを
サ(ロッカ		フラトキシ		フラトキシンの試験法	超えて付着又は
クソウ)の		ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁		について」によること。	含有しているお
種子)及び		及びG₂の総			それがあるた
その加工品		和)			め。
(ケツメイ					
シを30%以					
上含有する					
ものに限					
る。)					

を削除する。